

存続の願い届かず…。

本委員会（委員長 小野泰秀）は、県が発表した振興局の再編案は論拠に乏しく承服できない旨を告げ、両者を県に働きかけてきました。

せりには、道路網の整備周辺部対策の実施など強く要望をしていただきたいと思います。

最後に、これまでの市民皆様のご支援、ご協力に心から感謝とお礼を申し上げます。

しかし、その願いは届かず、12月県議会において、再編案が原案のとおり可決されました。大変残念な結果です。

市民の皆様から3万有余の署名をいただきながら目的を達成できず、12月21日の議会で特別委員会を解散しました。

今後は、県に対し、18年度から配置される地方事務所の機能の充実強化を求めることがあります。



地方振興局存続対策特別委員会

旧緒方町馬場地区商業ゾーン

整備事業調査特別委員会

目的

設置の根拠
地方自治法第110条およ
び委員会条例第6条

■ 調査期間

調査が終了するまで

委員名簿

自治法 第110条とは？

自治法 第110条とは？

普通地方公共団体の議議會は、条例で特別委員会を置くことができる。

委員会条例 第6条とは？

特別委員会は、必要がある場合における議会の議決で置く。



商業ゾーン「祖母の郷」^{さと}